

議案第24号

名古屋都市計画事業北名古屋沖村西部土地区画整理事業施行条例の一部改正について

名古屋都市計画事業北名古屋沖村西部土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和2年2月26日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、土地区画整理法施行令の一部改正に伴い、清算金の分割徴収又は分割交付に係る利子の利率を改めるため、本条例の一部を改める必要があるからである。

名古屋都市計画事業北名古屋沖村西部土地区画整理事業施行条例の  
一部を改正する条例

名古屋都市計画事業北名古屋沖村西部土地区画整理事業施行条例（平成  
29年北名古屋市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第26条第2項中「年6パーセント」を「法第103条第4項の規定に  
よる公告があった日の翌日における法定利率」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。